

●香川県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年7月12日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	高 田 良 徳
同	新 田 耕 造

1 監査対象部局 交流推進部

2 監査対象年度 平成30年度

3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
観光振興課（国際観光推進室）	令和元年5月22日
交通政策課（航空振興室）	令和元年5月24日
県産品振興課	令和元年5月29日
交流推進課	令和元年5月30日
栗林公園観光事務所	令和元年6月26日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 自主検査について

平成30年度にわがかがわ観光推進協議会に対して行った監査において、同協議会が平成29年度予算で計上していた委託料を平成30年6月に支払ったことについて改善を求めていたにもかかわらず、県に事務局を置く任意団体の事務に関する自主検査では適正としていた。（観光振興課）

(3) 検討指示事項

該当事項なし